

4. ふれあい活動（環境学習等）

4.1 ふれあい活動の展開

（1）ふれあい活動の展開

－ 1）実施者

- ・河川管理者、市民団体等が各々の特性や特技にあわせて実施していく。

－ 2）想定する利用形態

- ・自然再生した箇所での利用形態は次のように想定している。
 - ①自然と人のふれあい、自然を通した人と人のふれあいの場
 - ②人々の安らぎの場、くつろぎの場、散策利用の場
 - ③市民団体、学校等による自然観察、環境学習の展開

－ 3）環境学習の展開

- ・各箇所に適した環境学習プログラムの整備（田んぼの学習プログラム、湿地・池での学習プログラム等）
- ・市民団体と連携して、自然観察会や環境学習活動を展開していく。
- ・モニタリングとあわせた観察会の実施を検討する。
- ・環境学習の素材となるモニタリング等の自然環境に関する情報を共有し、公開していく。
- ・活動支援施設の整備と環境学習での活用を図っていく。

－ 4）立ち入りの制限、利用過多対策

- ・第一期事業段階において、効果等を検証している場合や、第二調節池での特定箇所（土壌を掘り起こしやわらかくした箇所等）は、立ち入り禁止とする。そのために看板等を設置し広報する。
- ・第二期事業段階において、再生した自然環境は継続的な環境の維持が図れるよう、配慮する。状況により、立ち入り制限をしたり、整備当初から生息生物の保全地区（人の立入制限地区）と、利用地区に分けて利用していく等の対策を講じる。

(2) 利用附帯施設の整備

- ・ふれあい活動を行うにあたり、次のような観点から、附帯施設の整備を行っていく。
 - ①利用過多な状況を避けること、踏圧により環境が悪化しないようにする。
 - ②人々の踏みつけにより整備した箇所が壊れないようにする。
 - ③安全な利用を図る。
- ・整備する附帯施設は次の通りである。
 - ①看板（説明版・案内板等）： 現地で自然再生事業をPRし、関心や理解を得る。勝手な生物の放流等をしない等の利用ルールの啓発を図る。
 - ②観察用通路・木道： 湿地等の環境に立ち入らないで利用（観察等）が出来るよう、通路や木道等の整備を行う。
 - ③観察用デッキ： 池等を観察する場合、池の端部が崩れないよう、観察デッキの整備を行う。
 - ④転落防止施設・進入禁止施設： 深池、ため池等である一定水深以上立ち入れないようにする杭や柵等を整備する。

(3) 活動支援施設の整備

- ・活動支援施設の整備にあたっては、全体構想に基づき東京都関係部局と調整を図っていく。